

第6次

豊田市防犯活動行動計画

[2019年度~2021年度]



平成31年3月

豊 田 市

目次

第1	豊田市における犯罪の現状と課題	1
1	犯罪の発生状況とこれまでの取組	1
2	課題	2
第2	第6次防犯活動行動計画の目標と取組事業	3
1	計画の期間	4
2	計画の基本方針	4
3	計画の目標	5
4	重点取組項目と実施事業	6

《資料》

資料1	第5次防犯活動行動計画の評価	9
1	目標数値の達成状況	9
2	重点取組項目の実施状況	11
資料2	豊田市内の犯罪の状況	14
1	刑法犯全体の傾向	14
2	多発罪種とその傾向	15
3	特殊詐欺被害の状況	19
4	子どもに対する不審者事案	20
資料3	豊田市内の自主防犯活動団体の活動状況	21
資料4	市民の犯罪に対する意識調査結果	22
資料5	豊田市犯罪のないまちづくり条例	24

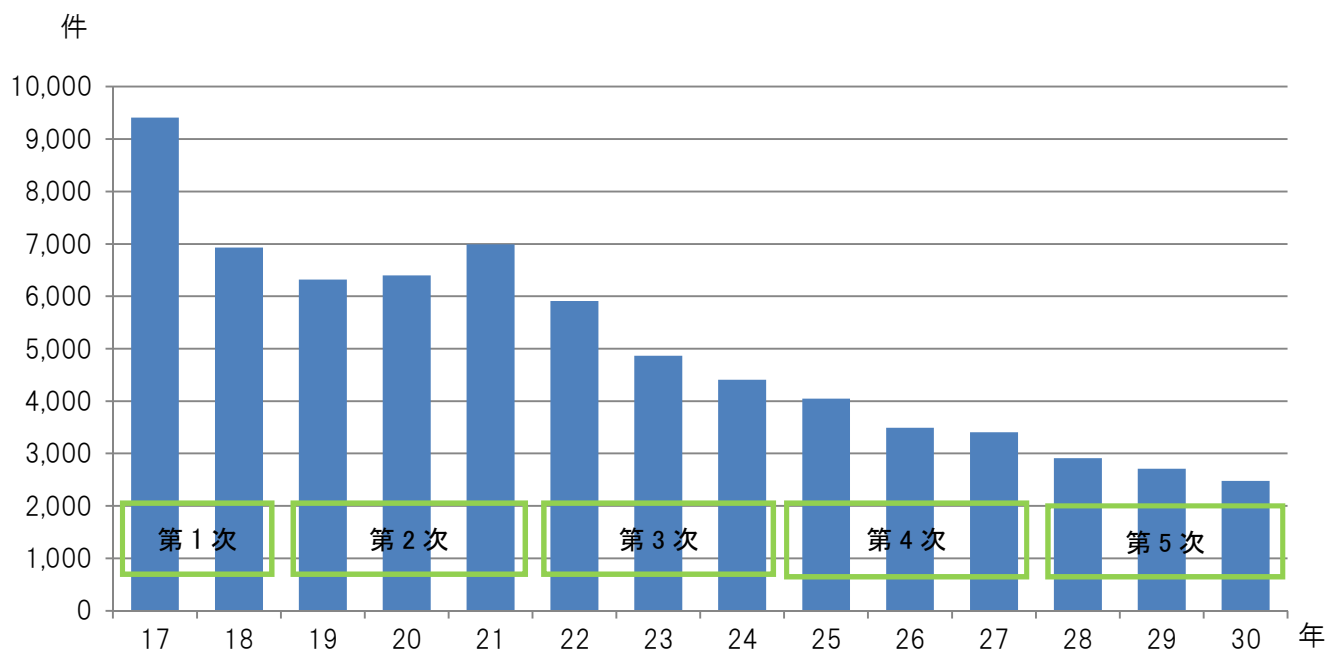
第1 豊田市における犯罪の現状と課題

1 犯罪の発生状況とこれまでの取組

本市では、平成17年3月に「豊田市防犯活動行動計画(平成16年度～平成18年度)」を策定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」をスローガンに、地域での自主防犯活動団体等が自主的に防犯パトロールや子どもの見守り活動を充実させてきました。

また、平成19年4月には「豊田市犯罪のないまちづくり条例」を施行し、「防犯活動行動計画」を同条例に位置付け、「新・豊田市防犯活動行動計画(平成19年度～平成21年度)」、「第3次豊田市防犯活動行動計画(平成22年度～平成24年度)」、「第4次豊田市防犯活動行動計画(平成25年度～平成27年度)」、「第5次豊田市防犯活動行動計画(平成28年度～平成30年度)」と移行し、警察、市、市民及び事業者が連携して犯罪の抑止に取り組んできました。その結果、平成30年の刑法犯認知件数は2,478件となり、過去最多を記録した平成17年の9,410件と比較して70%以上減少させることができました。

刑法犯認知件数の推移



2 課 題

本市の平成30年の刑法犯認知件数は、「防犯活動行動計画」の取組により、平成17年以降で最も少ない件数となりました。

引き続き「豊田市犯罪のないまちづくり条例」が目指す安心して生活できる地域社会の実現のため、特に以下の点を課題と捉え、取組を継続する必要があります。

(1) 施錠をはじめとする防犯対策の徹底

《現状》

- ・ 自転車盗や車上ねらいにおいて、無施錠での被害の割合が増加しており、住宅対象侵入盗においても、無施錠での被害が多発しています。

《課題》

- ・ 市民一人ひとりが、自宅敷地内や、短い時間であっても、施錠を行うことの必要性を認識し、確実に実践する必要があります。

(2) 多様な自主防犯活動の支援と推進

《現状》

- ・ 自主防犯活動団体の活動が全ての中学校区で実施されており、地域の防犯活動は定着しています。
- ・ 環境美化活動や交通安全活動をはじめとする様々な地域活動が、「地域の目」を醸成し、犯罪抑止に繋がっています。
- ・ 自主防犯活動の主体は自治区によるものが多いものの、事業所が母体の団体や有志による団体も少しずつ増えてきています。

《課題》

- ・ 自治区活動や地域予算提案事業などの取組により、地域での防犯活動が定着していますが、地域の活動に参加していない人達の防犯意識も醸成していく必要があります。
- ・ 自主防犯活動団体が多様化しているため、団体の活動実態に沿った支援の在り方を検討する必要があります。

(3) 子どもへの不審者事案と高齢者の特殊詐欺被害への対策の強化

《現状》

- ・ 刑法犯認知件数が減少しているなか、子どもが被害にあう不審者事案や高齢者が被害にあう特殊詐欺の情報は増加傾向にあります。

《課題》

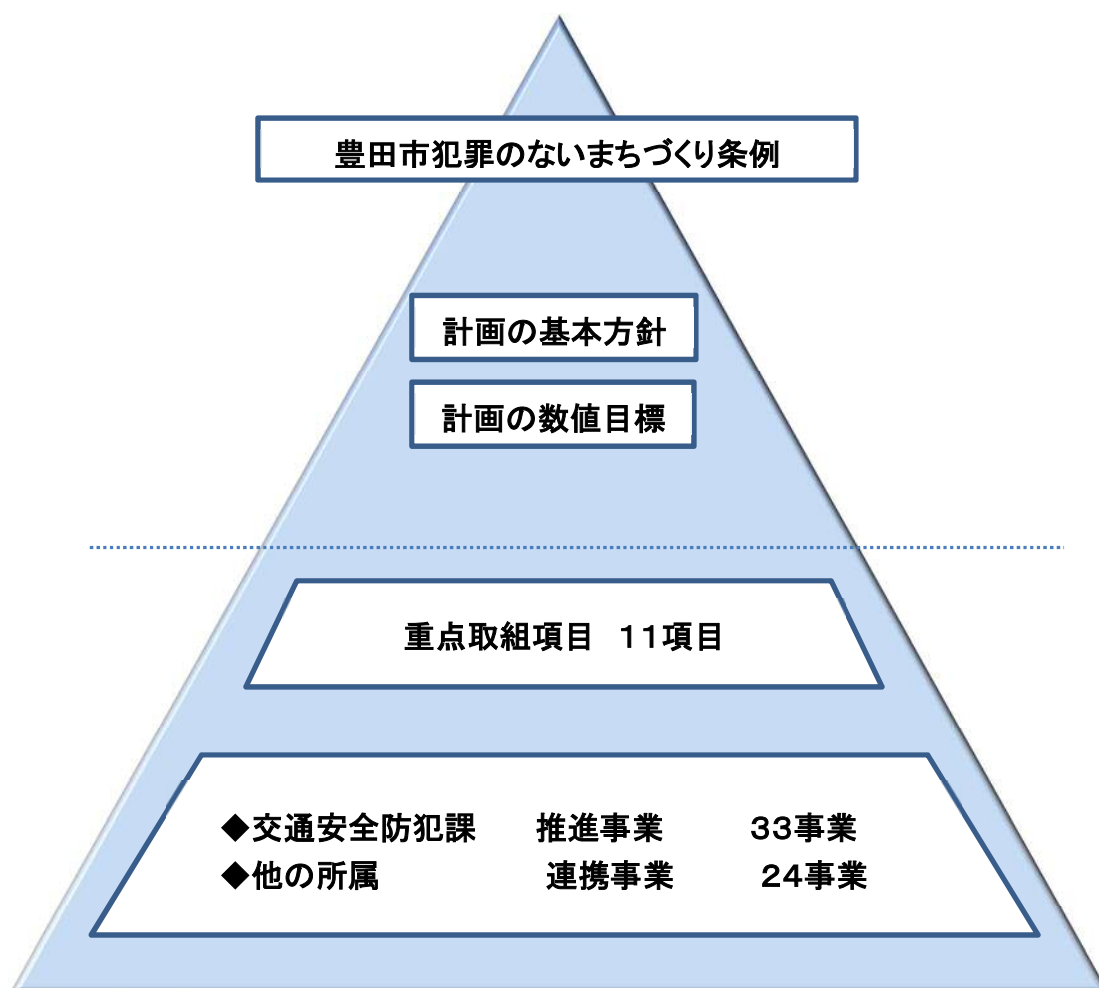
- ・ 引き続き、子どもの防犯対策を強化するとともに、子ども自身の防犯意識を醸成する必要があります。
- ・ 警察や金融機関をはじめとする関係機関との連携を密にし、特殊詐欺被害を未然に防ぐ対策を強化するとともに、被害にあいやすい高齢者への啓発を行い、防犯意識を醸成する必要があります。

第2 第6次防犯活動行動計画の目標と取組事業

第6次防犯活動行動計画では、第5次防犯活動行動計画期間の取組の評価と新たな課題を踏まえ、「犯罪のないまちづくり」の実現のため、第5次計画の基本方針を継承しつつ、計画期間内での具体的な数値目標を設定しました。

また、目標を達成するため、「重点取組項目」を11項目設定し、各種の防犯対策に取り組んでいきます。

※第6次防犯活動行動計画の体系イメージ図



1 計画の期間

平成31年度～平成33年度（2021年度）

2 計画の基本方針

愛知県が策定した「あいち地域安全戦略2020」の基本戦略を踏まえ、市、市民、地域、事業者がそれぞれの立場で防犯の取組を進めるため、第5次計画に引き続き、以下の3項目を基本方針とします。

- 1 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上
- 2 犯罪の起きにくい環境づくり
- 3 子どもと高齢者を犯罪から守る対策

（1）防犯意識の高揚と地域防犯力の向上

市民一人ひとりが、日常生活の中の様々な場面で自分の身（財産）を守ることができるよう、啓発や情報提供を行い防犯意識の高揚を図ります。また、地域の自主的な防犯活動を積極的に支援するとともに、関係機関との連携を強化することで、地域防犯力の向上を図ります。

（2）犯罪の起きにくい環境づくり

防犯カメラの効果的な設置促進や巡回パトロールの強化により地域の安全を確保するとともに、地域のつながりを深めることにより、犯罪の起きにくい環境づくりを行います。

（3）子どもと高齢者を犯罪から守る対策

子どもと高齢者に対して自分の身を守るための啓発を行うとともに、子どもの見守りの強化や、学校、地域、家庭、警察等との連携強化を図ります。

3 計画の目標

目標（計画最終年次 平成33年度 2021年度）

- 1 刑法犯認知件数を2,000件以下とすること
- 2 無施錠での被害を以下のとおりとすること（平成30年認知件数から20%減）

罪種	車上ねらい	住宅対象侵入盗	自転車盗
目標値	80件以下	30件以下	190件以下

（1）刑法犯認知件数を2,000件以下とすること

刑法犯認知件数は第5次計画期間中も着実に減少させることができました。犯罪のないまちづくりの実現のため、引き続き、刑法犯認知件数を減少させ、2,000件以下とすることを目標とします。

（2）無施錠での被害を以下のとおりとすること

罪種	車上ねらい	住宅対象侵入盗	自転車盗
目標値	80件以下	30件以下	190件以下

施錠を確実に実施することで防ぐことができる被害が、依然として多いことから、車上ねらい、住宅対象侵入盗、自転車盗の無施錠での被害件数を平成30年比で20%減少させることを目標とします。

4 重点取組項目と実施事業

(1) 重点取組項目

基本方針	重点取組項目
防犯意識の高揚と 地域防犯力の向上	1 自主防犯活動の推進
	2 犯罪情報の提供
	3 効果的な防犯啓発の実施
犯罪の起きにくい 環境づくり	4 防犯カメラの効果的な設置の促進
	5 巡回活動の強化
	6 施錠の徹底
	7 「地域の目」の醸成《拡充》
子どもと高齢者を 犯罪から守る対策	8 子どもの防犯意識の醸成
	9 子どもの見守りの強化
	10 高齢者の防犯意識の醸成
	11 振り込め詐欺対策のための連携強化

(2) 推進事業

重点取組項目	推進事業
1 自主防犯活動の推進	地域防犯ボランティア・ステップアップ講座の実施 〈新規〉
	犯罪のないまちづくり活動への支援
	自主防犯活動功労者への感謝状の贈呈
2 犯罪情報の提供	広報とよた、ホームページでの防犯情報の掲載
	「緊急メールとよた」の登録促進
	分かりやすい「緊急メールとよた」での情報提供
	緊急情報の迅速な提供
3 効果的な防犯啓発の実施	安全なまちづくり県民運動期間の啓発の強化
	住宅の防犯診断の実施
	警察、防犯協会との連携
	出前講座の実施
4 防犯カメラの効果的な 設置の促進	防犯設備整備費補助制度の活用促進
	推進強化地区への防犯カメラ設置促進モデル事業の実施 〈新規〉
	「防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に基づく適 正な運用の推進
	公共施設の防犯カメラ位置情報の庁内共有による施設及 び周辺地域の防犯対策の強化

重点取組項目	推進事業
5 巡回活動の強化	犯罪多発地区での深夜の青色防犯パトロールの実施
	地域安全指導員による青色防犯パトロールの実施
	公用車での青色防犯パトロールの実施
	青色防犯パトロール活動の支援
6 施錠の徹底	自転車ツーロックの推進
	住宅対象侵入盗被害削減のための施錠の促進
	自動車のカギかけ+1（プラスワン）対策の促進
7 「地域の目」の醸成 《拡充》	防犯ネットワーク会議における連携強化
	地域予算提案事業との連携
	再犯防止施策推進のための庁内関係課との連携（新規）
8 子どもの防犯意識の醸成	子どもの防犯教室の実施
	新入学児童への防犯ブザーの配付
9 子どもの見守りの強化	通学路の青色防犯パトロールの実施
	地域防犯ボランティア・ステップアップ講座での子どもの防犯対策プログラムの実施
10 高齢者の防犯意識の醸成	高齢者世帯訪問事業での啓発の実施
11 振り込め詐欺対策のための連携強化	高齢者が集まる機会での振り込め詐欺対策の実施
	パートナーシップ協定締結事業者との連携
	庁内関係課の連携強化

※愛知県警察と連携し、犯罪の発生状況に応じた対策に取り組む。

(3) 連携事業

連携事業	関係課	
地域予算提案事業の推進	地域支援課・各支所	
防犯灯の設置及び管理の支援	地域支援課・各支所	
自治区の環境美化活動の支援	地域支援課・各支所	新規
防災行政無線と自治区放送設備、防災ラジオによる防犯情報の伝達	地域支援課・各支所・ 防災対策課・(消)指令課	
とよたシニアアカデミーでの防犯に関する講座等の実施	とよた市民活動センター	
こども園・学校等の安全管理	保育課・学校教育課・ 学校づくり推進課	
こども園・学校における危機管理マニュアル作成と訓練の実施	保育課・学校教育課	
緊急情報の共有化	保育課・学校教育課	
文書送付時や来庁者への特殊詐欺被害防止の啓発	市民課・介護保険課・国保年金課・ 福祉医療課・債権管理課	
民生委員との連携による啓発	福祉総合相談課	
成年後見制度の利用支援による啓発	福祉総合相談課	
商店街等の街路灯設置補助	商業観光課	
ごみ及びし尿収集車による 「子ども110番の車」活動	清掃業務課	新規
消費生活講座等での啓発	消費生活センター	
違反広告物の追放活動	建築相談課	
公園の安全管理	公園緑地管理課	
学校での安全教育の実施	学校教育課	
スクールガード活動の推進	学校教育課	
通学路等の安全確保	学校教育課	
施設の安全管理	各施設管理課	
青少年の健全育成のための補導活動	青少年相談センター	新規
薬物乱用防止活動の実施	保健部総務課	新規
更生保護活動の支援	次世代育成課	新規
総合評価方式における入札時の協力雇用主への加算	契約課	新規

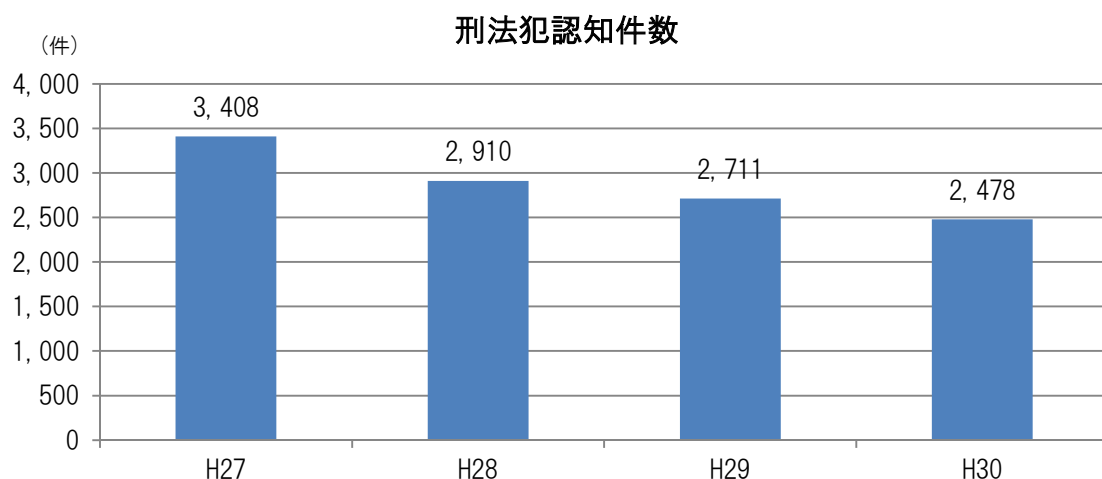
資料1 第5次防犯活動行動計画の評価

1 目標数値の達成状況

第5次防犯活動行動計画では、3つ視点の目標値を定めて取組を進めてきました。

(1) 刑法犯認知件数を毎年減少させること

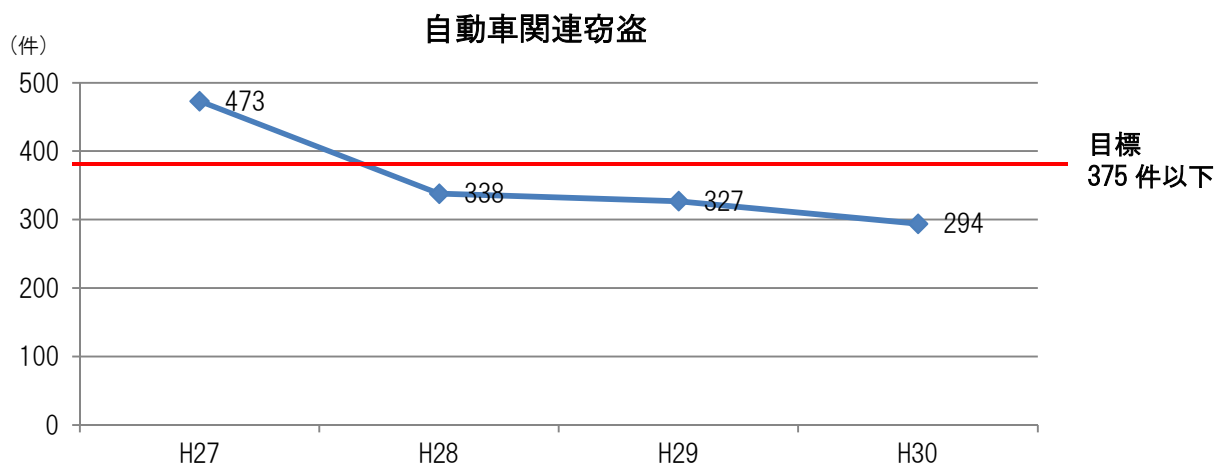
第4次計画期間の最終年次である平成27年以降、刑法犯認知件数を毎年減少させることができました。



(2) 多発罪種（自動車関連窃盗、住宅対象侵入盗、自転車盗）の認知件数を20%減少させること

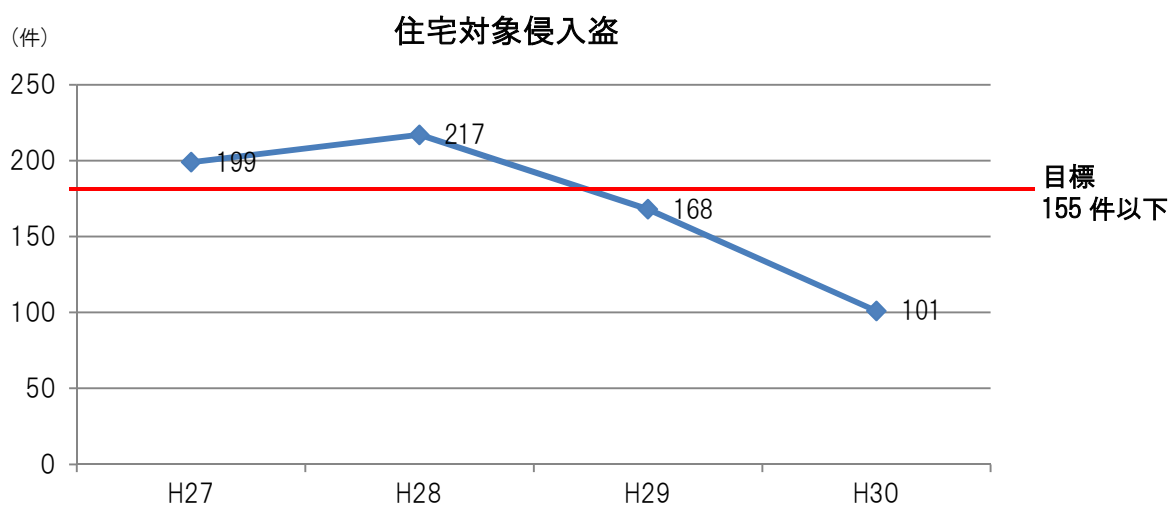
①自動車関連窃盗 375件以下

自動車関連窃盗は2年前倒して、目標を達成することができました。



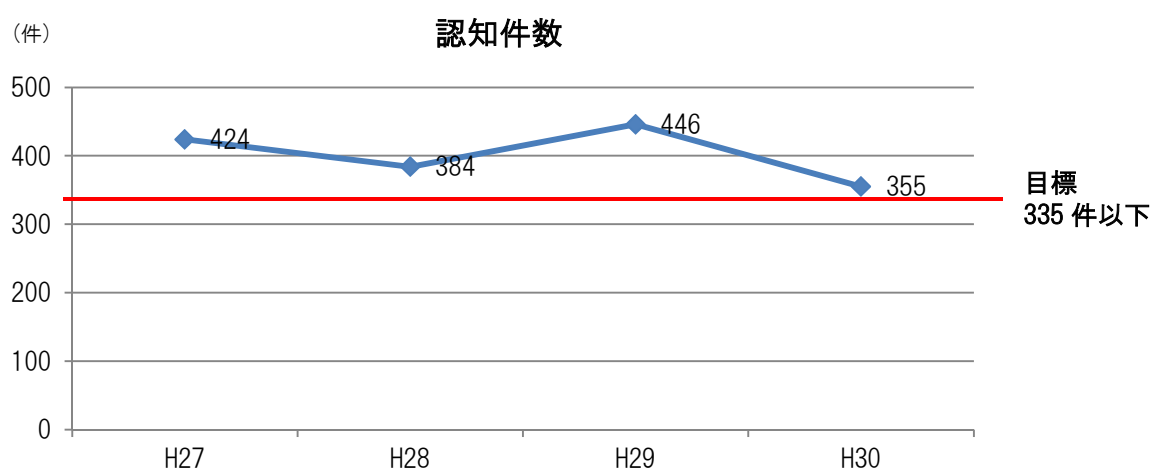
②住宅対象侵入盗 155件以下

住宅対象侵入盗は、途中増加した年もありましたが、最終的に目標を達成することができました。



③自転車盗 335件以下

自転車盗は、途中増加した年もあり、目標を達成することができませんでした。



(3) 自主防犯活動における目標値

①自主防犯活動団体のリーダー育成 地域防犯リーダー養成講座修了者数：150人

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
修了者数	44人	56人	69人	169人

②民間事業者等が主体となる自主防犯活動団体の新規登録 10団体

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
登録団体数	2団体	3団体※	—	5団体

※うち1団体は8社で構成

2 重点取組項目の実施状況

基本方針1 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上

(1) 自主防犯活動の支援

①自主研修会の積極的な支援

地域の防犯力向上のため、自主的な研修会の開催を支援しました。専門家等に講師を依頼した際の講師料の助成や、職員が講師となる出前講座を行いました。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講師料助成	6 件	8 件	5 件
出前講座	19 件	14 件	11 件

平成 30 年度数値は 2 月末時点

②地域防犯リーダー養成講座の実施（実績 前述のとおり）

地域の防犯活動を中心となって進めるリーダーを養成するための講座を実施しました。3 日間のカリキュラムで、子どもの防犯対策やパトロール時の着眼点、身近な犯罪の防犯対策などについて、実技を交えた研修会を行いました。

③民間事業者への自主防犯活動団体登録の促進（実績 前述のとおり）

自主防犯活動を継続的に行っていくには、若い世代の防犯意識の向上と自主防犯活動への参加が欠かせないことから、民間事業者への防犯活動の取組を促進しました。

(2) 犯罪情報の提供 「緊急メールとよた」の登録促進

不審者情報や振り込め詐欺の前兆電話等の情報を配信し、注意喚起するため、「緊急メールとよた」への登録を促進しました。

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年度末登録件数	28, 855 件	31, 367 件	34, 431 件

平成 30 年度数値は 2 月末時点

(3) 効果的な防犯啓発の実施：多様な事業との連携による啓発

特殊詐欺の被害にあいやすい高齢者が集まるイベント等において、防犯啓発劇を上演し、注意喚起を行いました。

歩行者保護モデルカー活動委嘱事業所に対し、モデルカー活動情報の配信と併せて、社用車や事務所の防犯対策強化と従業員の防犯意識向上のため、防犯情報を配信しました。

基本方針2 犯罪の起きにくい環境づくり

(1) 防犯カメラの効果的な設置の促進

防犯カメラの普及のため、防犯設備整備費補助制度の積極的な活用を促進しました。また、市民生活に身近で発生件数の多い自動車関連窃盗と住宅対象侵入盗の直近3年間の認知件数から、犯罪多発地区を小学校区単位で選定し、設置を働きかけました。

・防犯設備整備費補助制度による防犯カメラの設置状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助件数	47件	43件	24件
設置台数	152台	134台	54台

・犯罪多発地区における防犯カメラの設置（平成29年度から）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所数		11か所	8か所

※犯罪多発地区：直近3年間の住宅対象侵入盗と自動車関連窃盗の認知件数から選定した10小学校区

(2) 巡回活動の強化

民間事業者への委託により、夜間（22時から翌日4時まで）の青パトでの巡回を毎日5台の車両で実施しました。年末年始などの留守になることが多い時期には車両を1台増やして実施しました。

また、自動車関連窃盗と住宅対象侵入盗の認知件数が多い地区を小学校区単位で巡回エリアとして指定し、徐々に校区数を増やし、パトロールの範囲を拡大しました。

・巡回校区の推移（通常巡回）

平成27年度 (第4次計画最終年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
31小学校区	37小学校区	38小学校区	39小学校区

(3) 無対策での被害の削減

①自転車ツーロック啓発

交通安全啓発事業と連携し、自転車利用の頻度が高い中高生へのツーロック啓発を強化しました。また、自宅での自転車盗被害が多発したことから、「広報とよた」への特集記事の掲載や自治区等へのチラシの配布により、広く自転車盗被害の実態を伝えるとともに、ツーロックを啓発しました。

②中山間地域における施錠の徹底

窓を開ける機会が増える夏季を中心に、警察署と連携した啓発の実施や、自治区等へのチラシ配布を行い、住宅の施錠の徹底を促しました。

基本方針3 子どもと高齢者を犯罪から守る対策

(1) 子どもへの防犯啓発の強化

①「とよた安全安心フェスタ」での子ども向け防犯プログラムの実施

愛知県警が行った体験型防犯教室「B0-KEN あいち」をモデルとした体験プログラムを、平成28年5月に開催された「とよた安全安心フェスタ」において実施し、81人が参加しました。

②子ども自身の防犯力向上のため、普段通っている通学路を題材とした体験型防犯プログラムを構築し、実施しました。「B0-KEN あいち」のプログラムを取り入れながら、教室を実施する学区の具体例を取り入れ、子ども達にわかりやすい内容としました。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施数	2校（モデル事業）	15校	23校

(2) 振り込め詐欺対策のための連携強化

①庁内関係課との連携強化

・市民から振り込め詐欺と思われる電話に関する問合せがあった場合の各課との連絡体制を明確にし、「緊急メールとよた」により市民へ迅速に情報提供できるよう体制を整えました。

②金融機関等と連携した振り込め詐欺対策の実施

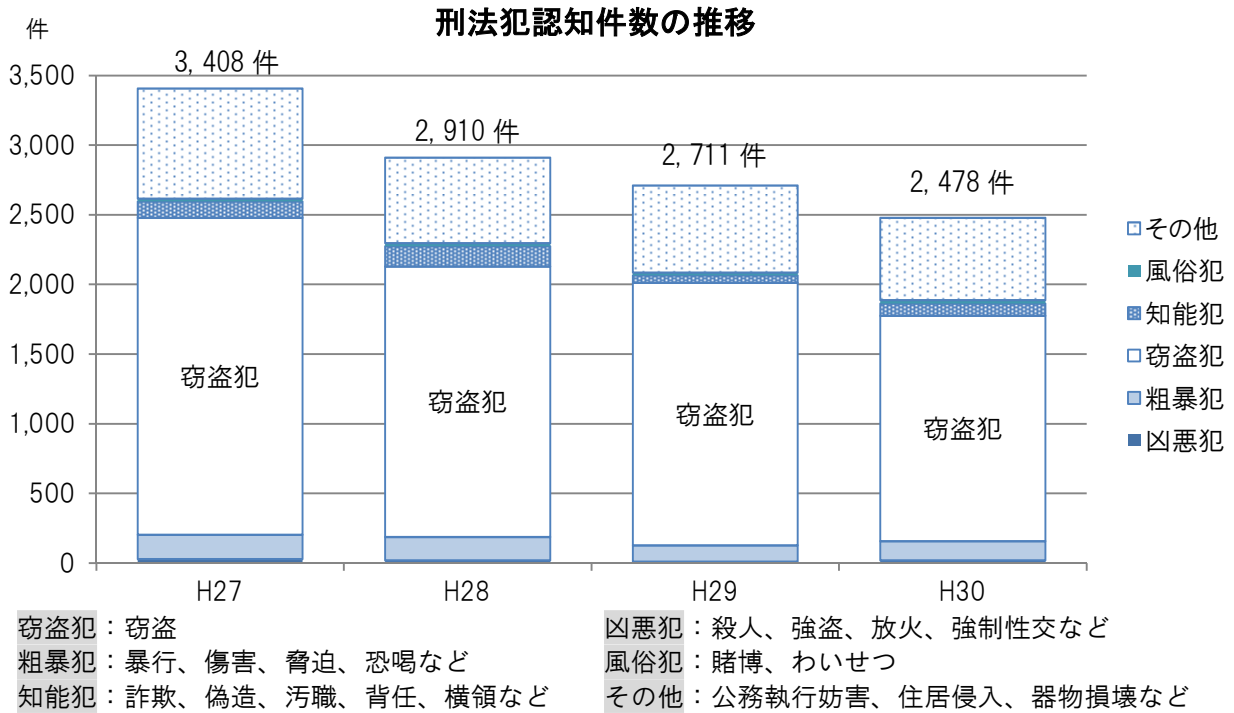
・豊田信用金庫との「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」に基づく連携事業として、出前講座を共働して実施しました。

・セブンイレブンジャパンとの「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」に基づく連携事業として、来店者への振り込め詐欺注意喚起のための「緊急メールとよた」等による情報提供を行いました。

資料2 豊田市内の犯罪の状況

1 刑法犯全体の傾向

刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。県下市区町村別ワーストランキングは、3位と常に上位となっています。また、本市の犯罪を罪種別で見ると、窃盗犯の占める割合が最も高く、約7割を占めています。

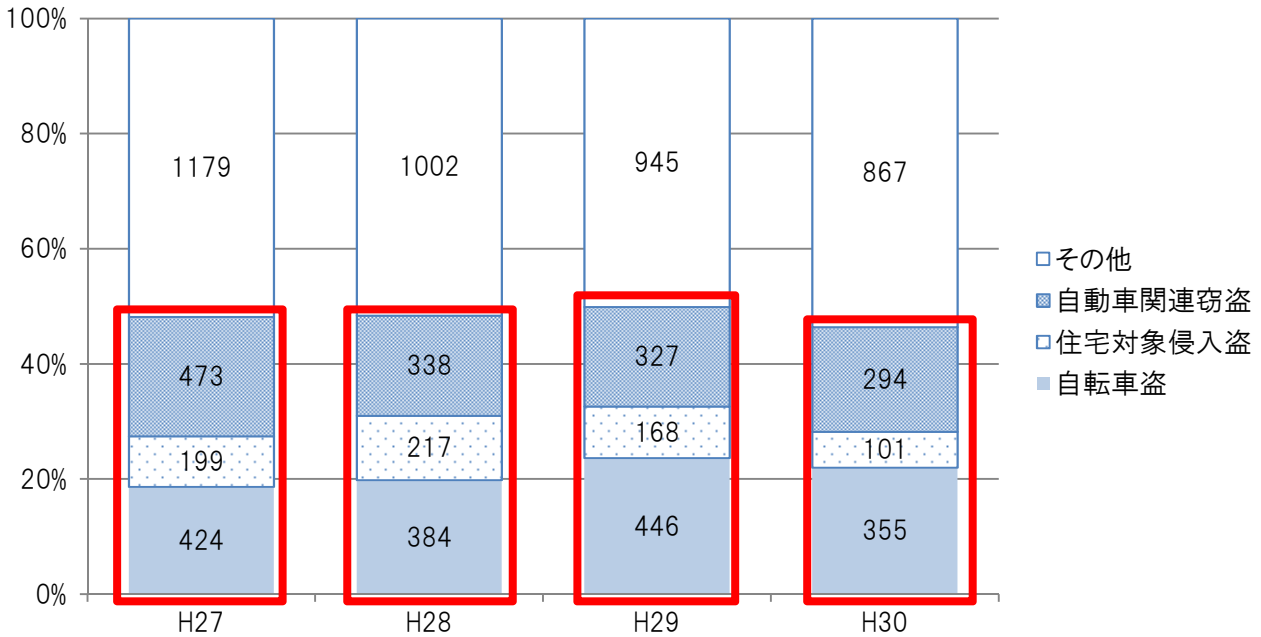


ワースト順位と犯罪率の推移

区 分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
刑法犯 認知件数	ワースト順位	3	4	4	3
	犯罪率(順位)	8.13 (47)	6.92 (51)	6.40 (51)	5.83 (48)
自動車 関連窃盗	ワースト順位	3	3	6	2
	犯罪率(順位)	1.13 (44)	0.80 (50)	0.77 (52)	0.69 (40)
住宅 対象侵入盗	ワースト順位	2	2	3	6
	犯罪率(順位)	0.47 (52)	0.52 (35)	0.40 (41)	0.24 (52)
自転車盗	ワースト順位	10	10	7	10
	犯罪率(順位)	1.01 (54)	0.91 (54)	1.05 (46)	0.84 (51)

ワースト順位は県内 69 市区町村中の順位
 犯罪率：人口 1,000 人あたりの認知件数

窃盗犯の内訳



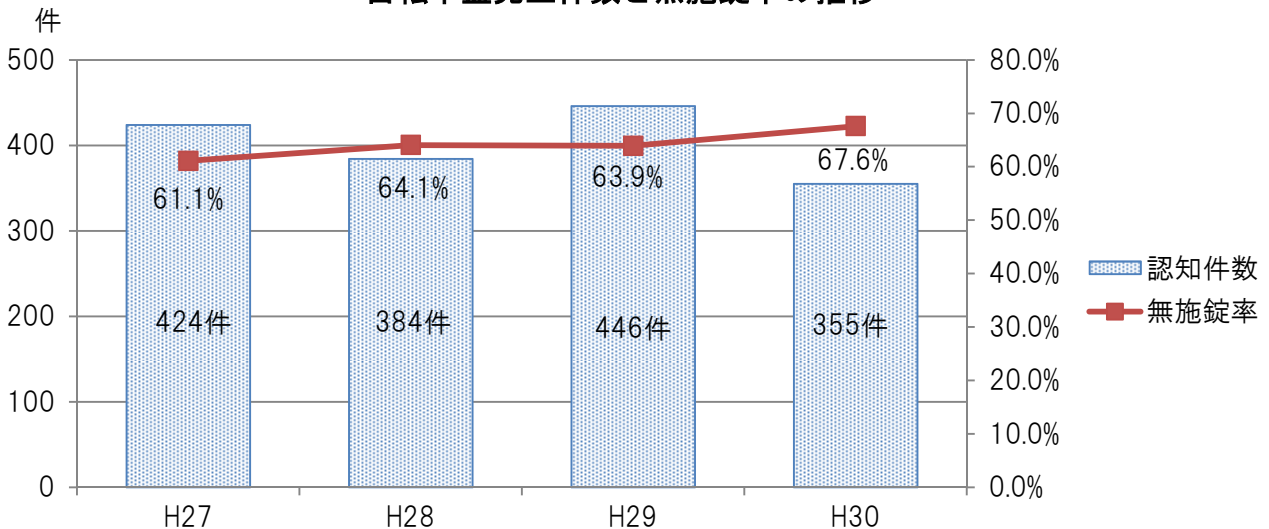
窃盗犯の内訳としては、自転車盗が最も多く、次いで自動車関連窃盗（自動車盗、車上ねらい、部品ねらい）、住宅対象侵入盗（空き巣、居空き、忍込み）となっており、この3罪種で約半数を占めています。

2 多発罪種とその傾向

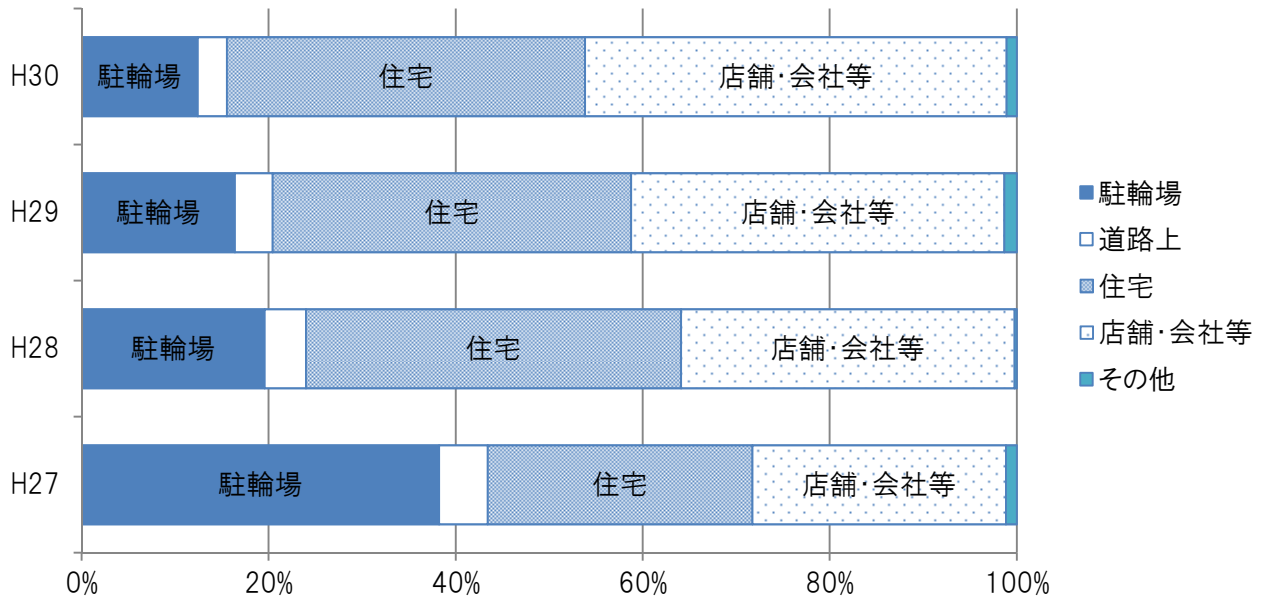
(1) 自転車盗

自転車盗の認知件数は、平成29年に増加したものの、平成30年は減少しました。発生場所の内訳をみると、駐輪場での発生が、平成27年以降減少している一方で、住宅や店舗・会社での被害が増えています。また、自転車盗被害のうち、半数以上が無施錠で被害にあっており、その割合は増加しています。

自転車盗発生件数と無施錠率の推移



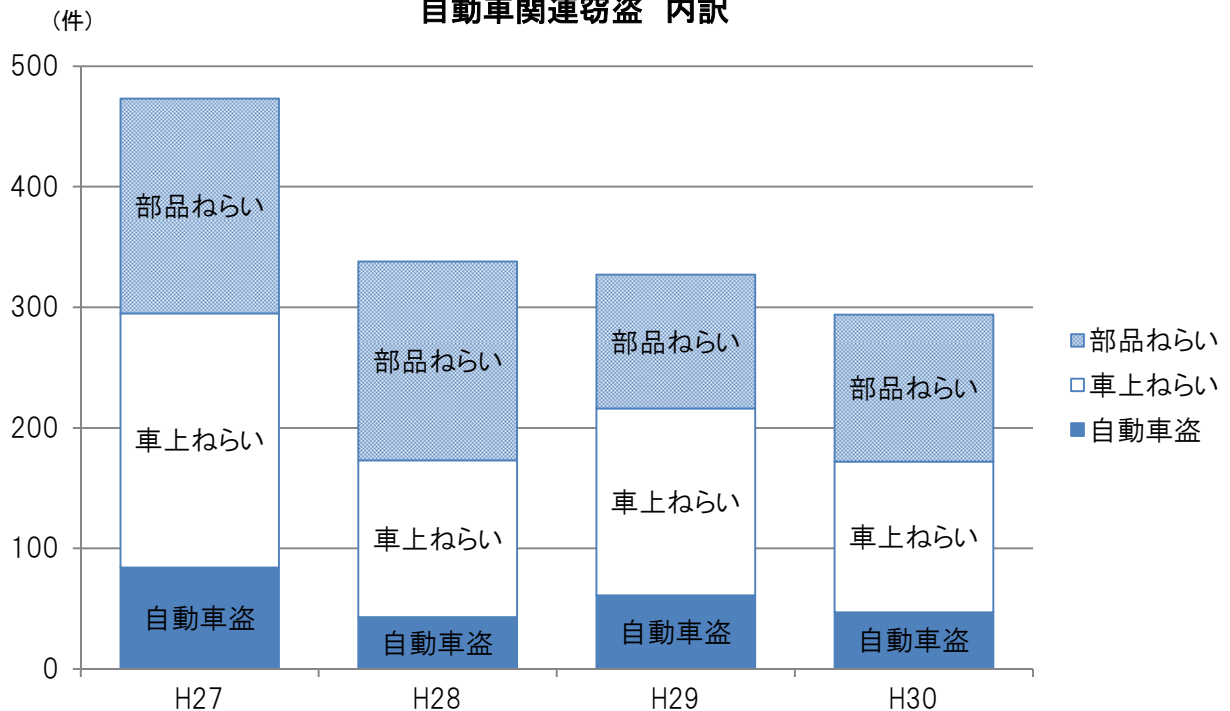
自転車盗（被害場所）内訳



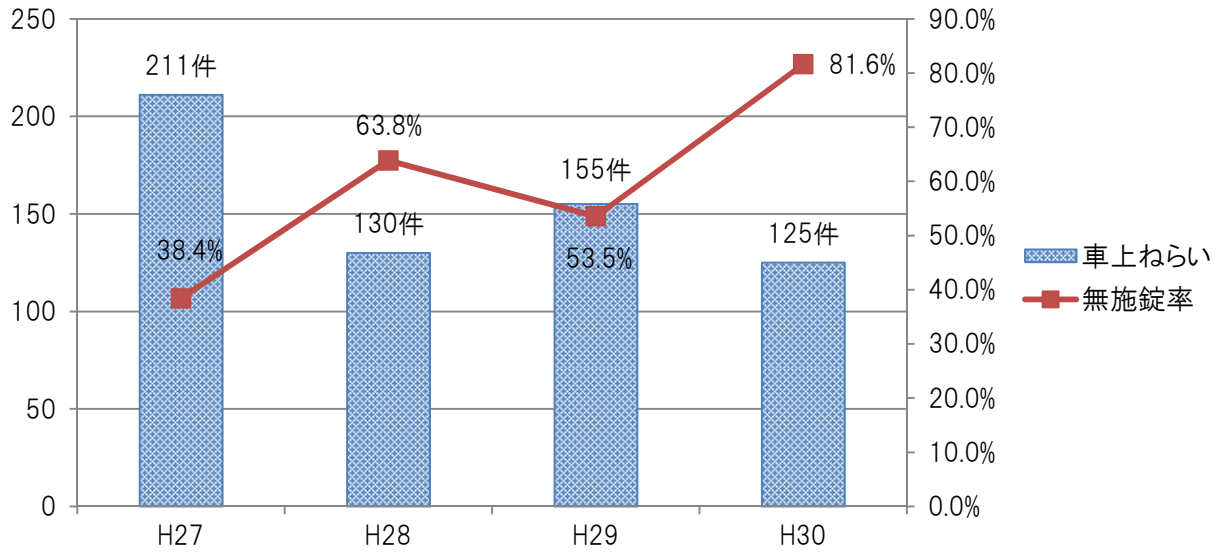
(2) 自動車関連窃盗

自動車関連窃盗の認知件数は、平成27年から毎年減少しています。自動車関連窃盗の中でも最も多いのは、車上ねらいで、認知件数は減少していますが、無施錠で被害にあう割合が増えています。また、部品ねらいでは、ナンバープレートの被害が多く、最近では工事車両のバッテリーの被害も増えています。

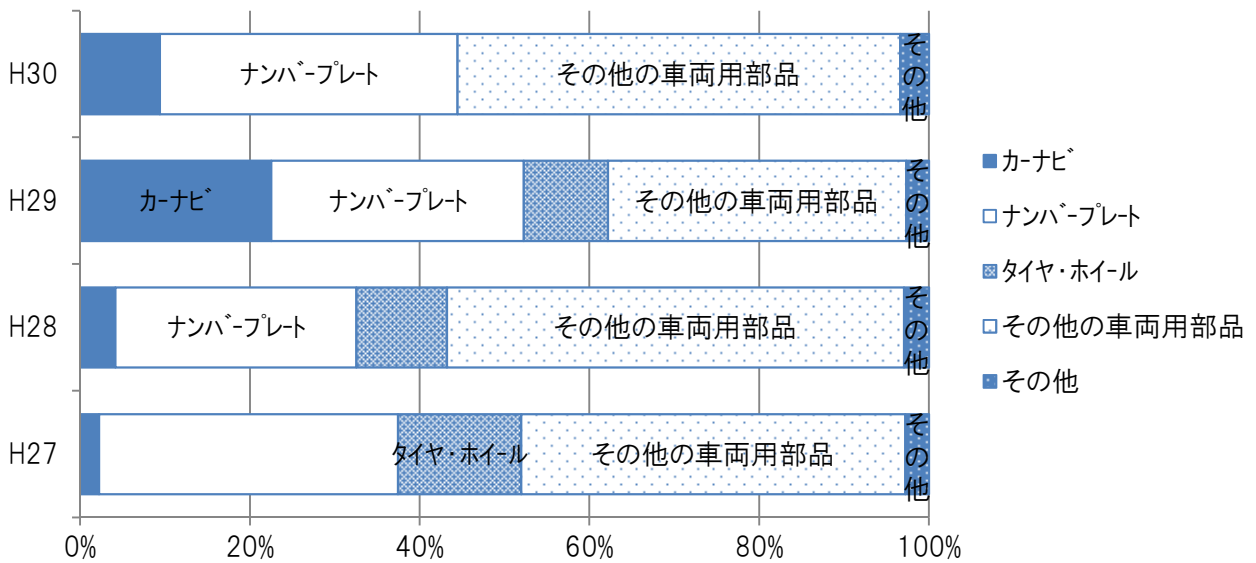
自動車関連窃盗 内訳



車上ねらい認知件数と無施錠率の推移



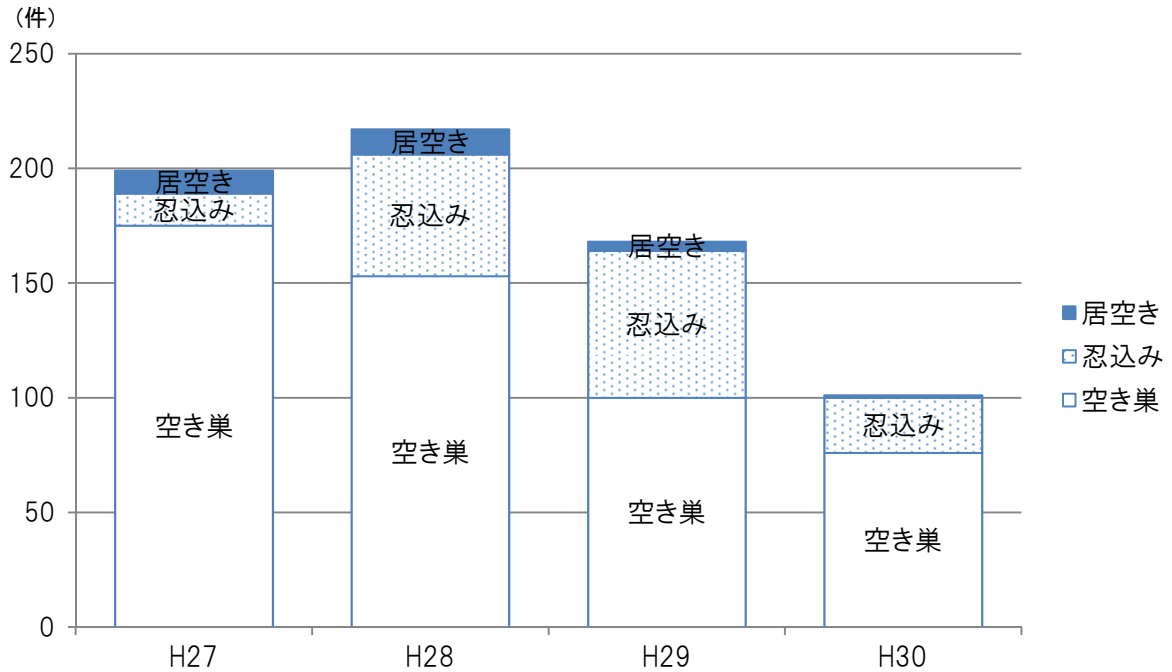
部品ねらい 被害品の内訳



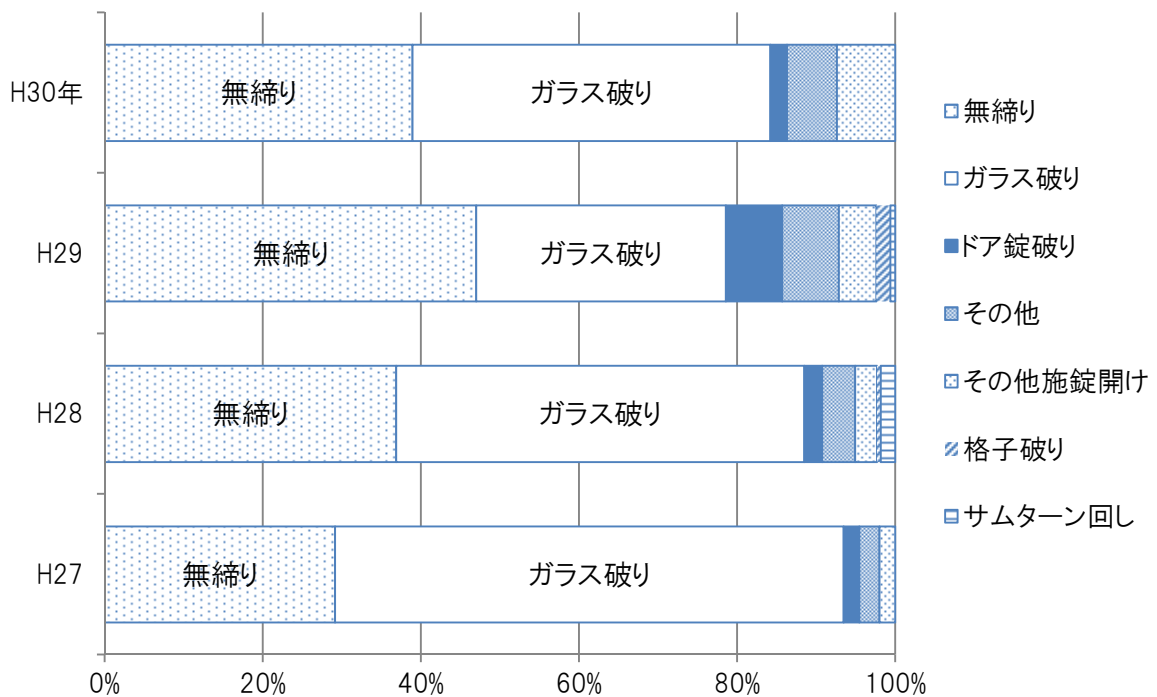
(3) 住宅対象侵入盗

住宅対象侵入盗の認知件数は、平成27年から平成28年にかけて増加した後は、減少しています。ガラス破りと無施錠によるものが大半を占め、約4割ずつを占めています。

住宅対象侵入盗 罪種別内訳



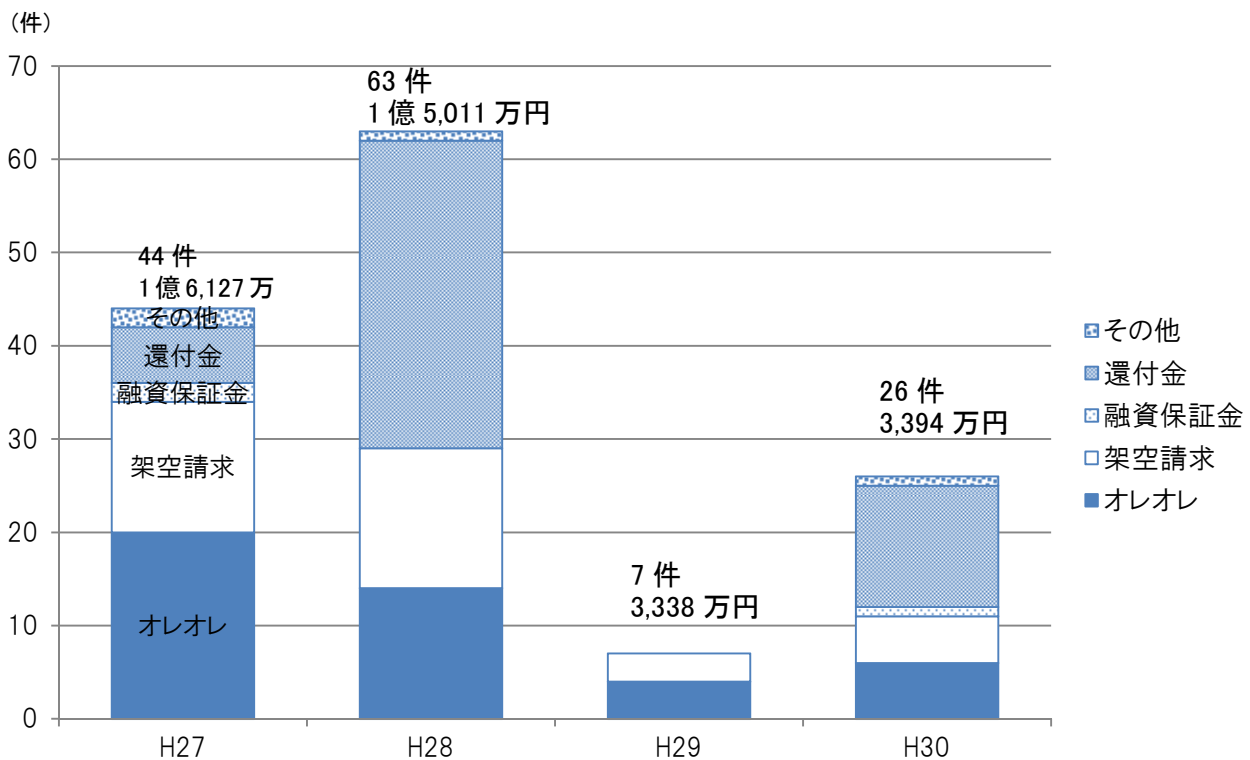
住宅対象侵入盗 手口の内訳



3 特殊詐欺被害の状況（豊田・足助警察署管内 ※みよし市を含む。暫定値）

平成28年に増加した後、平成29年には件数が減少しましたが、平成30年には再び増加をしています。年により多発する手口はばらつきがありますが、市職員をかたった還付金詐欺やはがきや封書による架空請求詐欺などが多く発生しました。また、警察官や金融機関関係者を騙り、キャッシュカードをだまし取る手口など、新しい手口も発生しています。

特殊詐欺 罪種別発生件数・被害額



※H27、28年は被害金額、H29、30年は実質被害金額

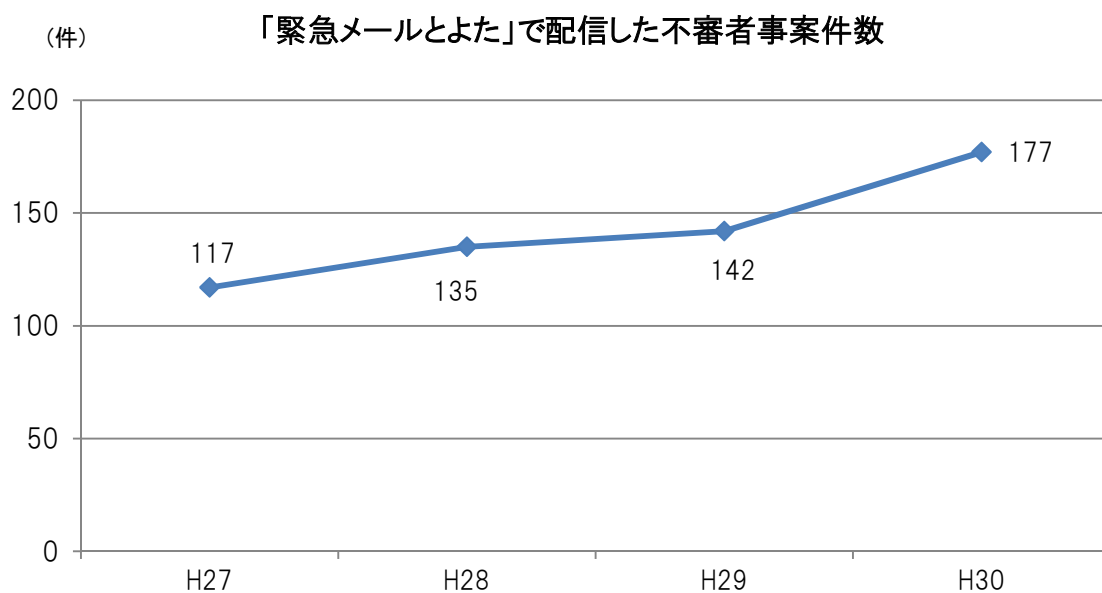
■特殊詐欺とは

振り込み詐欺	振り込み詐欺以外の特殊詐欺
オレオレ詐欺、架空請求詐欺 融資保証金詐欺、還付金詐欺	金融商品等取引、異性との交際あっせん ギャンブル必勝情報提供、その他

4 子どもに対する不審者事案

「緊急メールとよた」の不審者情報で配信した事案の件数は、平成27年は117件に対して平成28年135件、平成29年142件、平成30年177件と増加しており、これら不審者情報のうち、約7割が児童・生徒が被害にあったものとなっています。

愛知県警察本部の取りまとめによると、不審者事案の発生場所は道路上が最も多く、次いで公園や空き地といった場所となっており、事案の内容は「声かけ」やじろじろ見つめる、大声で叫ぶ等の「不安を覚えさせる行為」が多くなっています。



資料3 豊田市内の自主防犯活動団体の活動状況

市内の全ての地域で、自主防犯活動団体の登録があります。地域によって登録数に違いはありますが、自治区等やPTAなどが主体となり、継続的にパトロールや通学路の子どもの見守りなどの活動を行っています。

(1) 自主防犯活動団体登録数の推移

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
374 団体	378 団体	380 団体	380 団体

※平成 30 年度数値は 2 月末時点

(2) 中学校区ごとの自主防犯活動団体登録数(平成 30 年度)

主な活動地区	団体数	主な活動地区	団体数
崇化館	18	梅坪台	8
朝日丘	14	前林	17
豊南	15	益富	18
高橋	24	末野原	19
上郷	21	井郷	10
高岡	7	藤岡	11
保見	14	小原	8
猿投	10	足助	14
猿投台	12	下山	7
石野	19	旭	5
松平	28	稲武	11
竜神	13	藤岡南	7
美里	18	浄水	7
逢妻	14	その他	2
若園	9		

(3) 自主防犯活動の取組(平成 30 年度自主防犯活動団体報告書集計 ※複数回答可)

活動内容	取り組んでいる団体の割合	活動内容	取り組んでいる団体の割合
地域巡回パトロール活動	66%	防犯灯の点検	45%
通学路等における子どもの見守り	61%	地域安全マップの作成	13%
危険箇所の点検	52%	防犯講習会の開催	13%
環境美化活動	51%	防犯広報活動	10%

資料4 市民の犯罪に対する意識調査結果

(1) 調査の概要

第5次防犯活動行動計画の成果を確認し、今後の施策に反映するため、平成30年7～8月に市民の防犯に関する意識や実態について調査を実施し、2,797件の回答がありました。

・実施時期：平成30年7～8月

・回答

【紙による調査】 2,552件（配布総数3,790枚、回答率67%）

【Eモニターによる調査】 245件

合計 2,797件

・回答内訳

【地区別】

拳母	高橋	上郷	高岡	猿投	松平	藤岡	小原	足助
531	382	325	377	520	182	135	55	118
下山	旭	稲武	不明					
54	43	45	30					

【年代別】

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	不明
24	60	299	590	473	824	503	24

(2) 犯罪に対する不安感

第4次防犯活動行動計画の最終年度である平成27年度の調査時と比べ、犯罪に対する不安感に大きな変化はありませんでした。罪種別で見ると、市民生活に身近な住宅対象侵入盗、自動車関連窃盗被害や不審者等の出没に対する不安感が高いことが分かりました。

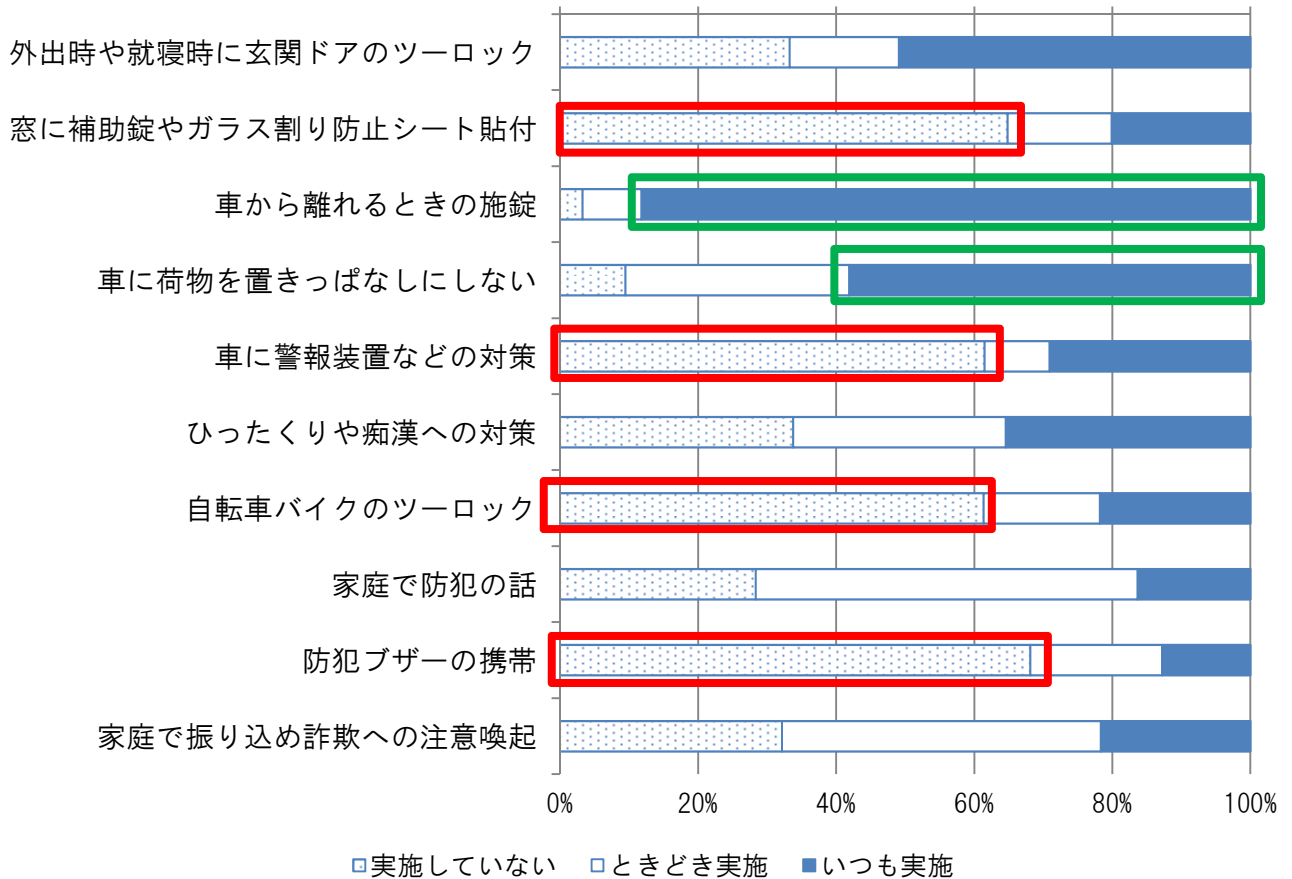
項	目	H30	H27	差	不安感			
					弱 1	←	→	強 4
1	住宅対象侵入盗の被害	2.9	2.9	0.0			◆	
2	自動車関連窃盗の被害	2.9	2.9	0.0			◆	
3	不審者、痴漢等の出没	2.9	2.8	0.1			◆	
4	振り込め詐欺等の被害	2.5	2.4	0.1		◆		
5	ひったくりの被害	2.4	2.4	0.0		◆		
6	バイク、自転車盗の被害	2.6	2.6	0.0			◆	
7	近隣住民の無関心	2.3	2.2	0.1		◆		
8	犯罪に関する情報の不足	2.5	2.4	0.1		◆		
9	通学路等が暗い、人目が少ない	2.8	2.8	0.0			◆	

(3) 防犯対策の実施状況

実施状況が低い項目は、住宅の窓への防犯対策、自転車・バイクのツーロック、防犯ブザーの携帯、車の警報装置等の設置でした。

実施状況が高い項目は、車の施錠や車を離れる際に荷物を置きっぱなしにしないことでした。

補助錠など、既設の防犯装置の他にプラスワンの対策をすることへの実施状況が低いことが分かりました。



資料 5

○豊田市犯罪のないまちづくり条例

平成18年12月27日

条例第80号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりに関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪の抑止及び治安に対する市民の不安感の解消を図り、もって安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、犯罪のないまちづくりに関する施策の策定及び実施に努めなければならない。

2 市は、防犯に関する情報の提供及び知識の普及啓発に努めなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、県、警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの生命及び財産を守るため、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、防犯に関する知識の習得に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動の実施において、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、事業活動用施設等を常に安全な状態に維持管理するよう努めなければならない。

2 事業者は、市及び関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自主防犯活動の推進)

第5条 市、市民及び事業者は、犯罪のないまちづくりを推進するに当たっては、自主防犯活動（犯罪の抑止及び安全の確保のために、市民及び事業者が自主的に行う啓発活動及び実地活動をいう。以下同じ。）の積極的な推進を基本とする。

2 市民は、自主防犯活動に参加するよう努めるとともに、自主防犯活動に必要な知識及び技術の習得及び普及啓発に努めるものとする。

3 事業者は、地域社会の一員として、市民が推進する自主防犯活動に積極的に関与する

とともに、自らも自主防犯活動を推進するよう努めるものとする。

（自主防犯活動団体）

第6条 市民は、自主防犯活動を推進することを目的とする団体（以下「自主防犯活動団体」という。）を組織することができる。

2 市民は、自主防犯活動団体を組織し、次条に規定する支援を受けようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、市長に当該団体の登録を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めるときは、当該団体を登録するとともに、その旨を申請した者に対して通知するものとする。

（自主防犯活動の支援）

第7条 市は、自主防犯活動団体に対して、自主防犯活動の推進に必要な知識及び技術の普及啓発その他自主防犯活動に必要な支援をするものとする。

（子どもの安全確保）

第8条 市は、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が登下校時等において犯罪の被害を受けることのないよう、児童等の安全確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、自主防犯活動を通じて、児童等の登下校時等における安全確保に努めるものとする。

3 市、市民及び事業者は、児童等が犯罪の発生するおそれのある場所に近づかないよう指導するとともに、通学路等における防犯上の危険箇所を排除するよう努めるものとする。

（女性及び高齢者の防犯対策）

第9条 市は、女性及び高齢者が犯罪の被害を受けることのないよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（自動車関連盗難の防止対策）

第10条 市は、自動車盗、車上ねらいその他自動車関連盗難の防止に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（豊田市防犯ネットワーク会議）

第11条 市長は、市民、事業者及び関係機関と連携して犯罪のないまちづくりを推進するため、豊田市防犯ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

2 ネットワーク会議は、自主防犯活動団体、関係機関その他犯罪のないまちづくりに関

する活動を行う団体（以下「構成団体」という。）の代表者により構成するものとする。

3 ネットワーク会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１） 犯罪のないまちづくりに関する施策の協議、検討及び推進に関すること。

（２） 市及び構成団体相互の連絡調整及び情報の共有に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（防犯活動行動計画）

第12条 市長は、犯罪のないまちづくりに関する施策を体系的に推進していくため、防犯活動行動計画を策定するものとする。

（犯罪のないまちづくり推進強化地区の指定）

第13条 市長は、自主防犯活動の推進による犯罪のないまちづくりに特に重点的に取り組む必要があると認めるときは、犯罪のないまちづくり推進強化地区（以下「推進強化地区」という。）を指定することができる。

2 推進強化地区は、小学校区を最小単位として指定するものとする。

3 市長は、推進強化地区を指定するときは、当該地区における犯罪発生状況等を総合的に勘案して、重点的に取り組む事項を併せて指定するものとする。

4 市長は、推進強化地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区に存する自主防犯活動団体をはじめ、市民及び事業者と協議するものとする。

（推進強化地区における取組）

第14条 市は、推進強化地区においては、重点的に取り組む事項に応じて、自主防犯活動団体の設立及び活動の支援並びに施設及び基盤の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。